

平成31年2月7日

京都市保健福祉局健康長寿のまち・
京都推進室健康長寿企画課 御中

京都司法書士会
会長 山口 基樹

次期「京(みやこ)・地域福祉推進指針」(仮称)素案についての意見

第1 はじめに

この度、京都市において、次期「京(みやこ)・地域福祉推進指針」(仮称)素案(以下「指針」という。)が公表された。指針は、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の趣旨を踏まえるとともに成年後見制度利用促進計画としても位置付けられるものとされている。

そこで、司法書士の業務を通して、検討していただきたい点について意見を述べる。

第2 意見の趣旨

推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進

⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携

地域コミュニティの衰退に繋がる空き家の発生予防につき、京都の特質を踏まえた取組を関係機関と連携し実施していただきたい。

⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実に関して

災害時の要配慮者への支援の充実のため、関係機関と防災協定を締結する等、要配慮者保護のためのセーフティーネットの構築を行っていただきたい。

推進項目3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

① 行政・関係機関等が支援調整を行う連携体制の強化

推進項目1の⑨に同じ

その他 次期「京・地域福祉推進指針」(仮称)素案の文言について

指針の中で使われる「困難な課題」との表記は適切でないの見直すべきである。

第3 意見の理由

推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進

⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携について

少子高齢化が進展する中で、空き家の増加が社会問題となっている。空き家の増加は、地域コミュニティの衰退に繋がるものである。京都市では、「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を制定し、取組を行っている。当会も京都市の空き家発生予防のための「おしかけ講座」等に協力している。しかし、京都ブランドが市内中心部の地価高騰を招き、分譲マンションが高額となったため、購買層がもっぱら首都圏や外国の富裕層となってしまい、その結果として人の住んでいないマンションの存在が目立つように思われる。これらも、地域コミュニティの衰退に繋がるものであり、京都特有の空き屋問題となっている。地域コミュニティ活性化のために、これらの二次的住宅に対する取組を関係機関と連携し行っていただきたい。

⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実に関して

平成30年は日本各地で自然災害が多数発生し、7月の豪雨災害では、京都北部において災害救助法が適用された。今後も、災害の発生が予想されるところであり、京都市においても災害への対応が必要であると考えられる。

本指針は、成年後見制度利用促進計画としても位置付けられることから、災害時の成年被後見人等の保護について、京都市成年後見支援センターを中核機関として、関係機関とどのように成年被後見人等を保護していくかについて検討していただきたい。

具体的には

- i 大規模災害時の市民後見人や親族後見人等及び成年被後見人等の安否確認について、どのように取り組んでいくのか。特に親族後見人等の安否については、家庭裁判所において速やかに把握できる体制の構築が必要であるところ、現状はそのような体制が家庭裁判所においては出来ていない。
- ii 大規模災害により被災した成年後見人等が業務遂行が困難となった場合や成年被後見人が遠方の施設に収容されることになった場合に、必要に応じて、成年後見人等を速やかに追加選任にできる体制の構築や他都市との相互受け入れについての検討も必要である。
- iii 家庭裁判所の発行している後見人ハンドブック等には大規模災害時の後見人等の対応についてのマニュアルがない。これらについては、関係機関と協議を進め、一定のルール(例えば、震度6以上を観測した地域の成年後見人は、本人及び成年被後見人等の安否につき家庭裁判所に速やかに報告すること。一定期間の間に、報告のない成年後見人等については、だれが安否確認をするか等)を連携機関全体で、共有することが必要である。

そして、これらの取組を推進していくためには、京都市成年後見支援セン

ターと関係機関が防災協定を締結することも有益である。このことが、災害時の要配慮者のシームレスな支援に繋がると考える。

推進項目3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

- ① 行政・関係機関等が支援調整を行う連携体制の強化
推進項目1の⑨に同じ

その他 次期「京・地域福祉推進指針」(仮称)素案の文言について

指針の中のイメージ図で使われる「困難な課題」(推進項目3の②)に対する地域生活における困難な課題に対する事業の充実の例として、ひきこもり支援、生活困窮者自立支援、権利擁護支援体制の充実等が記載されている。これらの記述は、ひきこもり、生活困窮者、認知症者の支援を受ける人たちからすれば、自分たちのことを地域生活における困難者だと受け止めることにならないか危惧する。本指針は、共生の文化を推進するためのものである。

よってこのような理念を掲げる指針の中で、困難という評価的な文言を使用することは不適切であり、見直すべきである。例えば、「共生社会における多様な事案を受け止める・支える」とするほうが支援を受ける人にとっては、受け入れやすい表現になると考える。

以上